

# 父母連ニュース

草加市保育園父母会連合会 機関紙

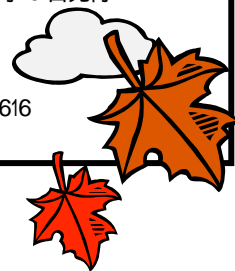
2007年度 第4号/2007年11月10日発行

発行責任者

阿部 927-2356 ・ 高山 943-2616

表面：第16回草加子育てのつどいについて

裏面：保育あれこれ「保育料の応能負担」って？



## テーマは **くう! ねる!! あそぶ!!! こどもたち** 『第16回草加子育てのつどい』に行きましょう」

今年もやります、「第16回草加子育てのつどい」。毎年大好評の講演や、親子で楽しめるパネルシアター、そしてもちろん草加市の子育てに関するさまざまなパネル展示もあります。詳しくは別途配布しましたチラシをご覧ください。ここでは少し「草加子育てのつどい」についてご紹介したいと思います。

### 【草加子育てのつどいってなに？】

今では考えられないことですが、10年以上前に草加市は定員割れのために公立保育園の統廃合計画を立てました。当時の保護者と職員が「地域の宝物」である保育園を安易になくすと将来の子どもたちが困るとして、市に統廃合計画の撤回を働きかける一方、草加市のたくさんの人たちに保育園を知ってもらおうと、毎年一回、子育てについてあれこれ学ぼう・交流しよう、子育てのつどいを企画したのが始まりです。

同時期隣の越谷市や川口市ではいくつもの公立保育園の廃止が行われてしまいましたが、このような取り組みが草加市や議会を動かして、草加市は統廃合をせずに経過し、この計画を市は2000年に正式に撤回して、保育園の新設をすすめてくれています。

### 【いろいろな分野の人たちと作っています。市長さんも来場してくれています】

実行委員会を毎年作り取り組んでいます。4年前から実行委員会の参加を広く子育てにかかわっている地域の人たちと作り、障がいがある子の保護者、家庭保育室、子どもの文化活動などにかかわる人たちと作っています。木下市長さんもお都合をやりくりして駆けつけてくださったりしています。

### 【今年のテーマは『くう! ねる!! あそぶ!!!こどもたち』】

おもしろいでしょ、「くう! ねる!! あそぶ!!!こどもたち」って。乳幼児の子どもたちの育つ・生きる力のみならず、しっかりと食べ、ぐっすり寝て、思いっきり心と身体を躍動させて遊ぶ! そんな子どもたちの育ちの必要の一方、早期教育やいろいろなスポーツ教室のダイレクトメールが届きます。「いとこの ちゃんは幼稚園で英語や漢字のお勉強しているって言うけど、うちの子は大丈夫かしら?」っていう不安もなくなるはずですね。

今年の子育てのつどいは、たくさんの保護者や保育者の相談を研究者の立場で重ねてこられている清水玲子さんに、くう! ねる!! あそぶ!!!ことと、子どもの育ちについてのお話を企画しました。

### 【親子であそぶ 学ぶ 交流する半日です】

そのほか、牛乳パックでいろんな遊びを目の前でしちゃう、歌っちゃう、手遊びをしちゃうパフォーマー・弘前ひさしさんのシアター、毎年好評の市内の子育てにかかわるさまざまなグループのポスターセッションを企画しました。ぜひ日曜日の午前、親子でぜひ遊び・学び・交流しにきてください。

弘前ひさしさん web はこちら

<http://www2.tba.t-com.ne.jp/paneru/>

#### 第16回草加子育てのつどい

日時：2007年12月16日(日) 10:00~12:00

会場：獨協大学 35周年記念館

(松原団地駅徒歩10分)

内容：講演 清水玲子氏(東洋大学教授/保育学)

「ちいさいなかま」連載中、他執筆本多数

弘前ひさし氏「牛乳パックシアター

& パネルシアター & 腹話術」

全国各地で公演多数、どうぞお楽しみに

パネル展示(各子育てサポート団体)

様々な子育て団体をご紹介します、

主催：第16回草加子育てのつどい実行委員会

後援：草加市教育委員会、(株)東武よみうり新聞

東武朝日新聞社、埼玉新聞社

ぜひ遊びに来てください

保育あれこれ テーマ:保育料の「応能負担」って？

## 同じ保育なのに、保育料が違うのはおかしいんじゃない？

保育料は世帯の前年度の課税額に応じて決められています。同じクラスなのに世帯によって保育料が違いますよね。保育料が高い人の中には違和感もあるようです。父母連事務局は以下のように考えています。

- 1 そもそも国が定める保育料の最高月額が乳児で8万円、幼児で7万6千円と高額であることの是正が必要だと考えます。
- 2 保育園や保育料についてさだめている児童福祉法は第56条で  

市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。
--

と市町村ごとに独自に保育料を定めることを認めています。保育園を必要とする子どもが、親の経済的な問題で保育園に通うことができないことはあってはならないということです。だから自治体の考え方で保育料の設定が違うんですね。
- 3 改定前の草加市の最高月額は61,500円でした。これは「埼玉の保育2003年版」に掲載されている埼玉県内の90市町村のうち、5位にはいるほどの高額でした（ちなみに上位には「栗橋町73,000円」「白岡町65,600円」「鷲宮町64,000円」「大利根町62,630円」「日高市61,500円」等）。現行の保育料の最高は76,000円で乳児の延長保育料3000円を合わせると国が定める8万円とほぼイコールです。このような高い保育料の設定は埼玉県内はもとより全国的にも珍しいです。
- 4 公立の小学校や中学校には「授業料」はありません。保育園や幼稚園に保護者負担があること自体、福祉国家までの道のりが長いことなのかもしれません。

今後も父母連ニュースでは、みなさんの保育行政や法制度に関する疑問等について解説していく予定です

## みなさん、ご存知ですか？

### 家庭保育室整備計画(素案)について

草加市は、平成20年度より家庭保育室を順次増やし、平成27年度までに40室程度を整備、合計定員を171人とする「家庭保育室整備計画(素案)」というものを作成しています。この計画では家庭保育室が整備されていく代わりに、公立保育園における0才児保育を段階的に家庭保育室へ移行していくことも明記されています（つまり公立保育園の0才児保育がなくなってしまうということです）。この整備計画(素案)については、父母連ホームページにも概要をお知らせしていますが、各園には既にこの素案自体が提示されています。すでに10月の代表者会にて各父母会の意見はとりまとめておりますが、まだ「素案」の段階ですので、ご意見等ございましたら、是非父母連メールにお寄せください！今後の市長懇談会などに反映させていただきます。